

地域福祉センター金井原苑

通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人一廣会が開設する地域福祉センター金井原苑（以下「事業所」という）が行う通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、介護保険法（以下「法令」という）の規定に従い、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、常に利用者の立場に立って、その意思を尊重し、適正な事業サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、以下に定める経営理念と運営の基本方針の実現に向けて努めるものとする。

- 2 経営理念
- 人生の仕上げるの時期を迎えた方々が
誇りや自身を傷つけられることなく
その人らしさを発揮しながら
安心して生活できるように
適切なサービスを実践します

3 基本方針

- (1) 通所介護計画に基づき、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、身体機能の維持を目指し、利用者の家族等の身体的精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活が維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者等の生命及び身体等を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、原則として利用者には身体拘束は行わない。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者には提供されるサービスを公正中立に行い、また、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対して必要な事項について、理解し易いように説明を行うとともに利用者等の同意を得て実施するようにする。
- (4) 社会福祉事業を営む施設として、地域の居宅介護支援事業者、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるように努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域福祉センター金井原苑
- (2) 所在地 神奈川県川崎市麻生区片平1430番地
- (3) 電話番号 044-986-1566 FAX 番号 044-986-4646

(4) 設立年月日 平成 7 年 8 月 1 日

(5) 介護保険事業所番号 1475600241

(職員の職種、員数及び職務内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は、通所介護事業所において配置すべき職種、員数、職務内容に準ずる。必置職については、法令の定めるところによる。

(1) 管理者 1 名

管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握を一元的に行うとともに、職員に必要な式命令を行う。

(2) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、日常生活上の相談・援助を行う。

(3) 介護職員 7 名以上

介護職員は、通所介護計画に基づき、日常生活上の介護及び相談、助言を行う。

(4) 看護職員 1 名以上

看護職員は、健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜から日曜日までとする。

(但し、12/30～1/3 年末年始は休業)

(2) 営業時間 8時30分～17時30分までとする。

(サービス提供時間 9:30～16:40) 月曜～土曜日

(サービス提供時間 10:30～15:40) 日曜日

(利用定員)

第6条 本事業の利用定員は 45 名とする。

(指定通所介護のサービスの内容)

第7条 本事業のサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 基本サービス

①健康チェック

④趣味活動

②排泄、移動、食事に係るケア

⑤静養

③機能訓練

⑥通所介護計画の作成及び生活相談

(2) 送迎サービス

居宅サービス計画に基づき、自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(3)入浴サービス

居宅サービス計画に基づき、一般浴又は器械浴を使用して入浴する。

(4)機能訓練

柔道整復師士又は看護師による個別の機能訓練計画の作成、個別・集団訓練の実施及びその評価を行う。

(5)食事

利用者の身体状況や栄養及び嗜好を考慮した食事を提供する。

食事時間 昼食 12:00～ おやつ 15:00～

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 利用者負担額を以下のとおりとする。

(1)保険給付の自己負担額を「重要事項説明書」に掲げる金額より支払を受ける。

(2)食費、オムツ代、洗濯代、地域外の送迎費、その他の費用等利用料等を「重要事項説明書」に掲げる料金により支払を受ける。

2 利用者が利用料の減免の認定を受けている場合には、その認定に基づいた支払いを受けるものとする。

(通常の送迎実施地域)

第9条 通常送迎の実施地域は神奈川県川崎市麻生区、同多摩区一部、
東京都稲城市一部、同町田市一部

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は当施設の利用に当たり、当施設「指定通所介護利用契約書」第6条、第7条、第9条、第12条、第17条等に定められた事項を遵守するほか、共同生活の場としての快適性と安全性を確保するように努めなければならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所は現にサービス提供時に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに嘱託医又は主治医若しくは予め事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 施設長と防火管理者は、火災や地震、風水害等の非常災害その他急迫の事態に取るべき措置について予め具体的な計画を立て、年2回以上(内1回は夜間想定とする)の総合防災訓練を実施する。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第13条 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事

業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、予め利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 2 事業所は職員に対し、施設職員である期間及び退職後においても、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族等の個人情報を漏洩することがないように指導教育を行う。

（職員の勤務条件及び服務規律）

第14条 職員の就業に関する事項は社会福祉法人一廣会就業規則及びパートタイマー就業規則による。

- 2 職員の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

（衛生管理）

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、設備、食器その他の備品、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病、感染症の発生及び蔓延を防止するために、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行うとともに、指針を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 （管理）栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫等の駆除を行う。

（業務継続計画）

第16条 天災、感染症の大規模流行、その他の緊急事態が発生した場合においても、利用者への通所介護サービスを可能な限り継続するため、事業所は以下の措置を講じるものとする。

- （1）感染症の流行や自然災害等の非常事態に備え、利用者への通所介護を継続的に提供するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、非常時における迅速な業務再開を図る。策定した業務継続に基づき、必要な体制整備および対応を行う。
- （2）業務継続計画の内容について、全従業員に対して十分な周知を図り、必要な研修および訓練を定期的実施することで、非常における円滑な対応が可能となるよう備える。
- （3）業務継続計画は、社会情勢や事業所の運営状況に応じて、定期的に見直しを行い、必要に応じて内容の変更・改訂を行う。

（ハラスメントの防止）

第17条 事業所は、介護の現場で働く従業者が安心して就労できるよう、安全かつ健全な労働環境の維持に努め、ハラスメントの防止に取り組む。

- 1 ハラスメントには、次の行為が含まれるものとする。

- （1）身体的な力を用いて危害を加える、またはそのおそれのある行為
- （2）人格や尊厳を傷つけるような言動、態度、侮辱的または威圧的な対応
- （3）意に反する性的な言動や、好意・接触などを強要する行為

- 2 ハラスメント事案が発生した場合は、マニュアル等に基づき速やかに対応するとともに、再発防止のための会議等を実施し、必要な対策を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 非常災害その他止むを得ない事情のある場合を除き、通所定員を超えて通所はさせない。

- 2 事業所は提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口を設置する。
- 3 利用者が、故意または過失により施設及びその設備・備品等に損害を与えたり、無断で形状を変化させたりした場合には、その損害を弁償したり、原状に回復したりする責を負わねばならない場合がある。
- 4 本規程の概要、協力病院、苦情処理の対応、プライバシーポリシー等については施設内に掲示するものとする。
- 5 通所介護サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に係る重要事項の決定については、社会福祉法人一廣会と管理者との協議において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成13年2月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成24年5月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成24年6月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和7年4月1日より施行する。